

Smart Meサービス利用規約 【現改比較表】 2021年8月24日現在

～2021年8月23日

2021年8月24日～

<p>第1条 規約の制定目的</p> <p>当社は契約者に Smart Me サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Me サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>	<p>第1条 規約の制定目的</p> <p>当社は契約者に Smart Me（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Me サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>
<p>第3条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーションを使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービスおよびそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。</p> <p>(2) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。</p>	<p>第3条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション (以下スマホアプリといいます。) を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービスおよびそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。</p> <p>(2)「ALLIGATE サービス」とは株式会社アートが提供するアクセスコントロールのサービスです。契約者は、株式会社アートが定める ALLIGATE サービス約款その他 ALLIGATE サービスに関連する規約等に基づき、株式会社アートより ALLIGATE サービスの提供を受けるものとします。</p> <p>(3)「ALLIGATE プラン」とは、ALLIGATE サービスの利用者情報を Smart Me サーバーに連携する機能および、当社が提供するスマホアプリ「Smart Me」から、ALLIGATE サービスを利用可能な状態にするサービスを指します。詳細は別紙に定めるものとします。</p> <p>(4)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。</p>
<p>第7条 契約者が行う本契約の解約</p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。</p>	<p>第7条 契約者が行う本契約の解約</p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。ただし ALLIGATE プランについては、別紙の定めに従うものとします。</p>

第 8 条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 10 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第 4 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第 21 条第 1 項(8)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる

第 8 条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 10 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第 4 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第 22 条第 1 項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる

<p>相当の事由があるとき。</p>	<p>相当の事由があるとき。</p>
<p>第 12 条 料金の支払義務</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p> <p>2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。</p> <p>3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。</p>	<p>第 12 条 料金の支払義務</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金表に規定する料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p> <p>2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。</p> <p>3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。</p>
	<p>第 13 条 工事費の支払い義務</p> <p>ALLIGATE プランは工事費がかかり、料金表に規定する工事費を当社に支払うものとします。</p> <p>2 工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取り消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。</p>
<p>第 13 条 延滞利息</p> <p>当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。</p>	<p>第 14 条 延滞利息</p> <p>当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。</p>

<p>第 14 条 データに関する責任</p> <p>第 18 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。</p> <p>3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。</p>	<p>第 15 条 データに関する責任</p> <p>第 19 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。</p> <p>3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。</p>
<p>第 15 条 データの確認・複製</p>	<p>第 16 条 データの確認・複製</p>
<p>第 16 条 データの削除</p> <p>当社は、第 20 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 7 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 8 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>	<p>第 17 条 データの削除</p> <p>当社は、第 21 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 7 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 8 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>
<p>第 17 条 データのバックアップ</p>	<p>第 18 条 データのバックアップ</p>

<p>第 18 条 責任の制限</p> <p>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた[逸失利益、派生損害等を除く]通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。[なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。]</p> <p>2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る[月額上限料金もしくは月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額]を上限として、その責任を負うものとします。</p> <p>3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。</p>	<p>第 19 条 責任の制限</p> <p>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額上限料金もしくは月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。</p> <p>3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。</p>
<p>第 19 条 免責</p>	<p>第 20 条 免責</p>
<p>第 20 条 本サービスの廃止</p>	<p>第 21 条 本サービスの廃止</p>

第 21 条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

- (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (9) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、契約 ID 数などの変更を行う行為をしないこと
- (10) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

第 22 条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

- (8) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、契約 ID 数などの変更を行う行為をしないこと

- (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者は、ID 等が窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨

<p>5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>を連絡するものとします。</p> <p>6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>8 お客様は、その名称又は住所等の当社への届出事項に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。</p>
<p>第 22 条 契約者に対する通知</p>	<p>第 23 条 契約者に対する通知</p>
<p>第 23 条 当社の知的財産権</p>	<p>第 24 条 当社の知的財産権</p>
<p>第 24 条 個人情報の取扱い</p>	<p>第 25 条 個人情報の取扱い</p>
<p>第 25 条 第三者への委託</p>	<p>第 26 条 第三者への委託</p>
<p>第 27 条 分離可能性</p>	<p>第 28 条 分離可能性</p>
<p>第 28 条 準拠法</p>	<p>第 29 条 準拠法</p>

料金表
通則
1. (端数処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
2. (消費税相当額の加算)
第 12 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額 (料金表において括弧内の価格) とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。
3. (月額料金)
(1) 「1ID 当たりの月額単価」は 第 1 表 料金、第 1 利用料金 、2 料金額に定めます。
月額料金は、1ID 当たりの 初期費用 に、当該料金月に利用を開始した ID 数を乗じた額と、1ID 当たりの月額単価に、請求対象 ID 数を乗じた額を合算した額とします。
(2) 最低 100ID (以下「最低利用 ID 数」といいます。) からのご利用になります。
(3) 100ID に満たない場合は、請求対象 ID 数を 100ID として請求いたします。
(4) 料金月途中の契約解除については、前月末の ID 数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。
4. (請求時期)

料金表
通則
1. (端数処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
2. (消費税相当額の加算)
第 12 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額 (料金表において括弧内の価格) とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。
3. (月額料金)
(1) 「1ID 当たりの月額単価」は 利用料金 2 料金額に定めます。
月額料金は、1ID 当たりの ID 登録料 に、当該料金月に利用を開始した ID 数を乗じた額と、1ID 当たりの月額単価に、請求対象 ID 数を乗じた額を合算した額とします。
(2) 最低 100ID (以下「最低利用 ID 数」といいます。) からのご利用になります。
(3) 100ID に満たない場合は、請求対象 ID 数を 100ID として請求いたします。
(4) 料金月途中の契約解除については、前月末の ID 数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。
4. (請求時期)

[利用料金「初期費用、月額料金」](#)については[第1表 料金、第1](#) [利用料金、3 請求、1 請求時期](#)に定めます。

[ID登録料、月額料金](#)の[請求時期](#)については利用料金 [3.請求](#)に定めます。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と加算料及び付加機能利用料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
<u>初期費用</u> の適用	<u>初期費用</u> は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始した ID 数に対して適用します。
月額利用料の適用	料金月の末日時点で有効な総 ID 数に対して適用します。

2 料金額

1 サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)
<u>初期費用</u>	1ID 当たり	1,000 円 (1,100 円)

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と加算料及び付加機能利用料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
<u>ID 登録料</u> の適用	<u>ID 登録料</u> は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始した ID 数に対して適用します。
月額利用料の適用	料金月の末日時点で有効な総 ID 数に対して適用します。 <u>ただし、「ALLIGATE プラン」では、料金月の末日時点で有効な総 ID 数および、新規または変更申込で申請された総扉数に対して適用します。</u>
<u>初期工事費用</u> の適用	<u>初期工事費用は、「ALLIGATE プラン」において新規に利用開始した総扉数に対し適用します。</u>

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)
<u>ID 登録料</u>	1ID 当たり	1,000 円 (1,100 円)

月額利用料	1ID 当たり	60 円 (66 円)
-------	---------	-------------

月額利用料	1ID 当たり <u>月額</u>	60 円 (66 円)
<u>ALLIGATE サービス利用料</u> <u>(但し ALLIGATE プランのみ)</u>	<u>1 扉当たり月額</u>	<u>ALLIGATE Lock : 10,000 円 (11,000 円)</u> <u>ALLIGATE Lock Pro : 15,000 円 (16,500 円)</u>

(2) 工事費用

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金 (円)</u>
<u>初期工事費用</u> <u>(但し ALLIGATE プランのみ)</u>	<u>1 扉当たり</u>	<u>ALLIGATE Lock : 100,000 円 (110,000 円)</u> <u>ALLIGATE Lock Pro : 150,000 円 (165,000 円)</u> <u>ただし、現地調査の実施結果により、料金が変動することがあります。その場合は、当社または委託会社により提出する見積額に準ずるものとします。</u>
<u>取り外し工事費用</u> <u>(但し ALLIGATE プランのみ)</u>	<u>1 扉当たり</u>	<u>現地調査の実施結果により、当社または委託会社により提出する見積額に準ずるものとします。</u>

3 請求

1 請求時期

ご利用期間	請求時期
1月1日～3月31日分	左記ご利用期間と同年の4月
4月1日～6月30日分	左記ご利用期間と同年の7月
7月1日～9月30日分	左記ご利用期間と同年の10月
10月1日～12月31日分	左記ご利用期間と翌年の1月

3 請求

(1) 請求時期

ご利用期間	請求時期
1月1日～3月31日分	左記ご利用期間と同年の <u>5</u> 月
4月1日～6月30日分	左記ご利用期間と同年の <u>8</u> 月
7月1日～9月30日分	左記ご利用期間と同年の <u>11</u> 月
10月1日～12月31日分	左記ご利用期間と翌年の <u>2</u> 月

【別紙】 ALLIGATE プランの内容

1 利用条件

(1) ALLIGATE プランの利用にあたり、専用ゲート、電気錠コントローラー、AC アダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lock が必要となります。

(2) 専用ゲートは契約者が本サービスを申し込んだ後、当社が指定するベンダーが設置します。

(3) 電気錠コントローラー、AC アダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lock は契約者が本サービスを申し込んだ後、当社から提供いたします。

2 保守

(1) 「ALLIGATE プラン」の利用にあたり必要な機器の保守について、契約者は当社の指定するベンダーに保守サービスを申し込む必要があります。

(2) 保守は、当社指定のベンダーが定める、保守サービス条件に基づき提供されるものとします。

(3) 契約者は必要な機器の保守が必要な場合に当社指定のベンダーに連絡するものとします。

(4) 当社はサービスの利用に必要な機器の保守について、責任を負わないものとします。

3 再販の禁止

お客様は、当社の事前の書面による許諾を得ずに、ALLIGATE プランを再販売する等、第三者に ALLIGATE プランを利用させることはできません。

4 最低利用期間

(1) ALLIGATE プランの最低利用期間は、利用開始日より2年間とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。

(2) 最低利用期間内に、お客様の都合またはお客様の責に帰すべき事由等により、本契約について利用単位の解約があった場合、ALLIGATE プランの月額費用は、最低利用期間終了までの利用があったものとして算定されるものとし、お客様は算定された利用料金を一括で支払いをする必要があります。

5 本契約の解約

(1) ALLIGATE プランを解約する場合、契約者は、当社に対し、3ヶ月以上の予告期間をもって、書面により解約を申し入れ、当社がこれを了承する必要があるものとします。

(2) 契約者が、本契約を解約した場合、契約者は当社又は当社の指定する第三者が契約者に貸与している機器がある場合は、これを直ちに撤去した上で当社へ返却しなければならず、また、当該機器を撤去する場合の費用及び現状復帰義務は、契約者負担となるものとします。

6 賠償

1 利用条件で定めている専用ゲート、電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lock について、契約者の責任で棄損等を生じさせ、交換の必要が発生した場合には、その費用について当社から請求します。

7 利用終了後の措置

本契約終了後に契約者へ提供している製品及びそれに関わるソフトウェア・ハードウェアの一切を契約者は当社へ返却するものとします。その際にかかる撤去費用、又は建物若しくは建物などに付随する設備等の原状復帰に関わる経費については、契約者の負担とします。

8 ALLIGATE プランの品質保証又は保証の限定

ALLIGATE プランの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。ALLIGATE プランが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、当社は、契約者に対し、ALLIGATE プランに関する何らの保証も行うものではありません。また、当社がシステムを契約者に販売した場合においても、当該売買契約に基づく瑕疵担保責任は当該システムだけに及ぶものとします

附 則（令和 2 年 8 月 26 日 A P S 第 00682427 号）

この規約は、令和 2 年 9 月 9 日から実施します。

附 則（令和 2 年 11 月 6 日 A P S 第 00709979 号）

この改正規定は、令和 2 年 11 月 10 日から実施します。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日 A P S 第 00762033 号）

この改正規定は、令和 3 年 3 月 24 日から実施します。

附 則（令和 2 年 8 月 26 日 A P S 第 00682427 号）

この規約は、令和 2 年 9 月 9 日から実施します。

附 則（令和 2 年 11 月 6 日 A P S 第 00709979 号）

この改正規定は、令和 2 年 11 月 10 日から実施します。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日 A P S 第 00762033 号）

この改正規定は、令和 3 年 3 月 24 日から実施します。

附 則（令和 3 年 8 月 XX 日 A P S 第 XXXX 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。